

＜平成 26 年度＞

農業委員会事務局の運営方針

■ 基本情報 ■

＜担当事務＞

- (1) 農業委員活動に関すること。
- (2) 農業委員会の会議に関すること。
- (3) 農地銀行に関すること。
- (4) 農地基本台帳の整備に関すること。
- (5) 農業者年金に関すること。
- (6) 農地法に基づく農地の取得・転用等の事務処理に関すること。

＜部の職員数＞H26年4月1日現在

正職員	7名
再任用職員	-名
任期付職員	-名
非常勤職員	-名
合計	7名

※他団体等への派遣職員、臨時職員を除く

■ 基本方針 ■

農業委員会は、農地の権利移動についての許可など農地法及びその他の法令に基づく業務や農地の確保・有効利用と担い手の確保・育成を中心に、地域農業の振興を図っていく業務を行うなど、26名の農業委員により構成された行政委員会です。

農業委員会事務局は、それらの農業委員会の業務が円滑に行えるよう、一層の事務の改善、効率化を図り、的確・適正で迅速な事務処理に努めます。

I 重点施策・事業

◆農地適正管理システムの構築

法令業務や農地の適正利用の指導等の効率化を図るため、農地基本台帳管理システム(農家、地番、面積等の農地情報のデータベース)の精度を向上させるとともに、市内地図情報とのリンクを行い「農地適正管理システム」の構築をめざします。

◆農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

農業後継者不足などによる農地の遊休化を防ぐなど農地の適正利用を図るため、農地銀行(農地の貸借等を進める組織)による農地貸借希望台帳をPRすることなどにより、その登載件数を増やし、農地の貸し借りを希望する方々に自由に閲覧していただくことで、双方の結び付けにつなげます。

また、枚方市農地利用集積円滑化団体との連携による利用権設定の促進を図るため、定期的に協議を行います。

◆新任委員等に対する研修会の実施

平成26年7月に農業委員の改選があるため、業務の円滑な執行が行えるよう、新たな委員に対して、農業委員会の制度及び業務等についての研修会を実施します。

また、8月に依頼する新たな農地流動化推進員に対しては、農地銀行制度及び業務等についての研修会を実施します。

II 行政改革・業務改善

<業務改善のテーマ・目標>

テーマ	取り組み内容・目標
効率化を図るシステム作り	農家、地番、面積等の農地情報等を管理する既存の農地基本台帳管理システムと連携する農業地図システムを導入し「農地適正管理システム」を構築することにより、農地の適正な現況把握や各種調査のための地図作成に係る事務作業の効率化を図る。
窓口サービスの充実	農地法の許可申請手続きについては、内容の補正や追加書類が必要になる事が多いことから、申請者がより理解しやすいようにチェックリストを見直し、窓口でのサービスの充実を図る。

III 予算編成・執行

- ◆農地適正管理システムを構築する上で「農業地図システム」を導入する際、国の補助制度の活用を図ります。
ただし、国において一元的な電子マップシステムの整備が行われた場合は、そのシステムの導入を検討します。
- ◆農業委員とともに農業者年金の加入推進活動を行い、新規加入者を増やすことにより、手数料等の交付金の増収を図ります。
- ◆事務経費や農業委員研修会の再点検を行い、消耗品や旅費等の縮減に努めます。

IV 組織運営・人材育成

- ◆事務局内において運営方針に基づく組織目標の共有化を行うとともに、目標達成を確実にするため、各業務の取り組みに係る進捗管理の徹底を行います。
- ◆朝礼時にスケジュール等の確認を行い、情報の共有化を図ることにより、組織力の向上を図ります。
- ◆各種研修会や府下等の業務担当者会議に積極的に出席するとともに、北河内地区の各農業委員会事務局との連携などを通じて、法令事務等にかかるスキルアップに努め、職員力の向上を図ります。

V 広報・情報発信

- ◆ホームページの充実
ホームページよりダウンロードできる法令手続き等の申請様式等について対象の様式を増やすことにより、市民の利便性の向上を図るとともに、「よくある質問」の充実を図り、より分かりやすいホームページ作りに努めます。
- ◆市内農業者向け情報誌の発行
定期的に発行している「枚方市農委だより」について、農家に必要な情報が適時提供できるように内容等の充実を図り、農業委員会活動がより身近に感じていただけるよう努めます。